



埼玉労働局発表  
平成 30 年 12 月 25 日

報道関係者 各位

【照会先】  
埼玉労働局職業安定部  
職業対策課長 石川 和夫  
職業対策課長補佐 吉澤 久雄  
地方障害者雇用担当官 茂木 悦子  
(電 話) 048(600)6209

## 平成 30 年 埼玉県の機関等における障害者雇用状況の集計結果

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では、平成 30 年 6 月 1 日現在の埼玉県内の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

### 【集計結果の主なポイント】

#### <公的機関>法に基づく障害者雇用率 2.5%(2.3%)

ただし、埼玉県教育委員会、一部の市町村教育委員会は 2.4%(2.2%)

- ・埼玉県の機関[6]:雇用障害者数 273.5 人(272.0 人)、実雇用率 2.61%(2.61%)
- ・市町村の機関[97]:雇用障害者数 1,072.0 人(1,024.5 人)、実雇用率 2.42%(2.34%)
- ・埼玉県等の教育委員会[3]:雇用障害者数 543.0 人(512.5 人)、実雇用率 1.75%(1.66%)

#### <地方独立行政法人>障害者雇用率 2.5%(2.3%)

- ・地方独立行政法人[2]:雇用障害者数 8.0 人(7.5 人)、実雇用率 1.97%(1.85%)

※( )は前年の値

※[ ]は機関数

## 地方公共団体・地方独立行政法人における在職・雇用状況

### 1 埼玉県の機関（6機関、教育委員会を除く。）

- ・ 埼玉県の機関（法定雇用率 2.5%）の実雇用率は 2.61%（前年 2.61%）、在職している障害者の数は 273.5 人（前年 272.0 人）となった。
- ・ 法定雇用率を達成している機関は 5 機関（達成割合 83.3%）であった。

### 2 市町村の機関（97機関）

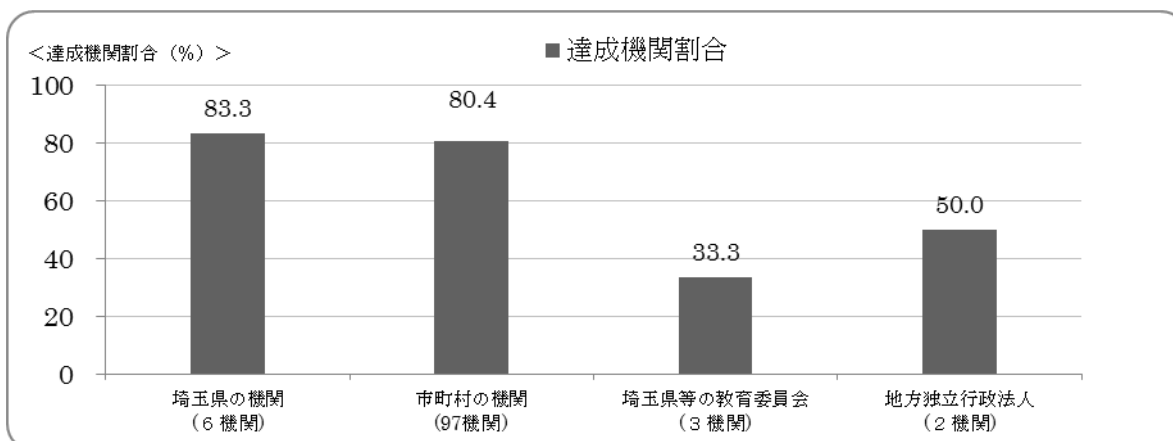
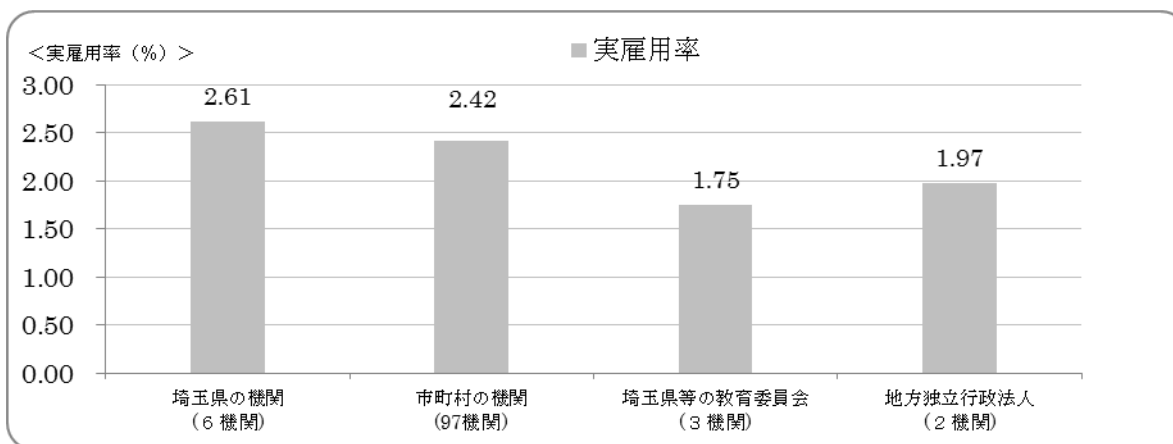
- ・ 市町村の機関（法定雇用率 2.5%）の実雇用率は 2.42%（前年 2.34%）、在職している障害者の数は 1,072.5 人（前年 1,024.5 人）となった。
- ・ 法定雇用率を達成している機関は 78 機関（達成割合 80.4%）であった。

### 3 埼玉県等の教育委員会（3機関）

- ・ 埼玉県等の教育委員会（法定雇用率 2.4%）の実雇用率は 1.75%（前年 1.66%）、在職している障害者の数は 543.0 人（前年 512.5 人）となった。
- ・ 法定雇用率を達成している機関は 1 機関（達成割合 33.3%）であった。
- ・ 未達成 2 機関の不足数は合計 199.0 人で、うち 191.5 人が埼玉県教育委員会であった。

### 4 地方独立行政法人（2法人）

- ・ 地方独立行政法人（法定雇用率 2.5%）の実雇用率は 1.97%（前年 1.85%）、在職している障害者の数は 8 人（前年 7.5 人）となった。
- ・ 法定雇用率を達成している機関は 1 機関（達成割合 50.0%）であった。



## <総括表>

### 1 地方公共団体における在職状況

#### (1) 埼玉県の機関(法定雇用率2.5%)

【詳細表1(1)】

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
	人	人	%	機関	機関
合計	<b>10,459.0</b> (10,432.0)	<b>273.5</b> (272.0)	<b>2.61</b> (2.61)	<b>5 / 6</b> (6 / 6)	<b>83.3</b> (100.0)
知事部局	<b>7,202.5</b> (7,176.5)	<b>192.5</b> (194.0)	<b>2.67</b> (2.70)	<b>1 / 1</b> (1 / 1)	<b>100.0</b> (100.0)
その他の機関	<b>3,256.5</b> (3,255.5)	<b>81.0</b> (78.0)	<b>2.49</b> (2.40)	<b>4 / 5</b> (5 / 5)	<b>80.0</b> (100.0)

#### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

【詳細表1(2)】

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
市町村の機関	<b>44,324.0</b> (43,766.5)	<b>1,072.5</b> (1,024.5)	<b>2.42</b> (2.34)	<b>78 / 97</b> (78 / 95)	<b>80.4</b> (82.1)

※市町村の機関のうち、未達成であった機関の6機関は公表日時点で達成済み。

#### (3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

【詳細表1(3)】

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
	人	人	%	機関	機関
合計	<b>30,962.0</b> (30,881.5)	<b>543.0</b> (512.5)	<b>1.75</b> (1.66)	<b>1 / 3</b> (2 / 3)	<b>33.3</b> (66.7)
埼玉県教育委員会	<b>25,936.5</b> (25,859.0)	<b>430.5</b> (400.0)	<b>1.66</b> (1.55)	<b>0 / 1</b> (0 / 1)	<b>0.0</b> (0.0)
市町村教育委員会	<b>5,025.5</b> (5,022.5)	<b>112.5</b> (112.5)	<b>2.24</b> (2.24)	<b>1 / 2</b> (2 / 2)	<b>50.0</b> (100.0)

### 2 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率達成機関の割合
	人	人	%	機関	機関
地方独立行政法人	<b>406.5</b> (405.5)	<b>8.0</b> (7.5)	<b>1.97</b> (1.85)	<b>1 / 2</b> (1 / 2)	<b>50.0</b> (50.0)

(注)

- 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ④欄については、①欄の職員数(地方独立行政法人は労働者)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び指定の市町村の教育委員会である。
- ( )内は、平成29年6月1日現在の数値(本年10月22日公表の再点検結果を反映したものである。法定雇用率2.3%、埼玉県等の教育委員会は2.2%。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [ 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	---
  
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）
  
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{aligned}
 & \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 & + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

＜詳細表＞

1 地方公共団体における在職状況

(1) 法定雇用率2.5%が適用される埼玉県の機関 (詳細は2 (1)①)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害者 である短時間 勤務職員	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5					
計	6 (6)	10,459.0 (10,432.0)	79 (82)	3 (4)	99 (90)	27 (28)	273.5 (272.0)	13.5 (12.0)	2.61 (2.61)	5 (6)	83.3 (100.0)	
知事部局	1 (1)	7,202.5 (7,176.5)	60 (61)	3 (4)	68 (67)	3 (2)	192.5 (194.0)	2.5 (2.0)	2.67 (2.70)	1 (1)	100.0 (100.0)	
その他の機関	5 (5)	3,256.5 (3,255.5)	19 (21)	0 (0)	31 (23)	24 (26)	81.0 (78.0)	11.0 (10.0)	2.49 (2.40)	4 (5)	80.0 (100.0)	

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 機関名については、後記、2地方公共団体・地方独立行政法人の各機関の状況の(1)①参照

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		A. 重度身体 障害者	B. 重度以外の 身体障害者	C. 重度 身体障害者であ る短時間勤務 職員	D. 重度以外の 身体障害者であ る短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的障 害者	B. 重度以外の 知的障害者	C. 重度 知的障害者であ る短時間勤務 職員	D. 重度以外の 知的障害者であ る短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者 である短時間 勤務職員	C. Bのうち注5 に該当する者	D. 計 A+((B-C)× 0.5)+C	E. うち新規 雇用分
計	273.5 (272.0)	79 (82)	94 (86)	3 (4)	13 (9)	261.5 (258.5)	11.5 (10.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	5.0 (5.0)	1.0 (0.5)	3 (4)	6 (9)	2 (2)	7.0 (8.5)	1.0 (1)
知事部局	192.5 (194.0)	60 (61)	66 (64)	3 (4)	3 (2)	190.5 (191.0)	2.5 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.0 (0)
その他の機関	81.0 (78.0)	19 (21)	28 (22)	0 (0)	10 (7)	71.0 (67.5)	9.0 (8.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	5.0 (5.0)	1.0 (0.5)	1 (1)	6 (9)	2 (2)	5.0 (5.5)	1.0 (1)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④B欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のAB欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のCD欄及び④のBC欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ③F欄及び④のE欄のうち新規雇用分は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.5%が適用される市町村の機関 (詳細は2(1)②)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合
			A. 重度身体 障害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身体 障害者及び知的障 害者並びに精神障害 者である短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用 分			
市町村の機関	97 ( 95 )	44,324.0 ( 43,766.5 )	332 ( 316 )	14 ( 11 )	384 ( 368 )	21 ( 27 )	1,072.5 ( 1,024.5 )	38.0 ( 22.5 )	2.42 ( 2.34 )	78 ( 78 )	80.4 ( 82.1 )

注 1(1)①の表の注1～6と同じ。機関名については、後記、2地方公共団体・地方独立行政法人の各機関の状況の(1)②a～d参照

9

② 障害種別在職状況

区分	② 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		A. 重度身体 障害者	B. 重度以外 の身体障害 者	C. 重度 身体障害者 である短時間 勤務職員	D. 重度以 外の身体障 害者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度以外 の知的障害 者	C. 重度 知的障害者 である短時間 勤務職員	D. 重度以 外の知的障 害者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障害 者である短時 間勤務職員	C. Dのうち注3 に該当する 者	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規 雇用分
市町村の機関	1073 ( 1024.5 )	330 ( 315 )	308 ( 310 )	14 ( 11 )	19 ( 21 )	991.5 ( 961.5 )	23.0 ( 17.5 )	2 ( 1 )	7 ( 5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	11.0 ( 7.0 )	7.0 ( 1.0 )	65 ( 53 )	6 ( 6 )	4 ( )	70.0 ( 56.0 )	8.0 ( 4.0 )

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.4%が適用される埼玉県等の教育委員会（詳細は2(2)）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障害者	B. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短 時間勤務職員	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障害 者	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに精 神障害者である短 時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
合計	機関 <b>3</b> ( 3 )	人 <b>30,962.0</b> ( 30,881.5 )	人 <b>129</b> ( 127 )	人 <b>36</b> ( 29 )	人 <b>223</b> ( 182 )	人 <b>52</b> ( 95 )	人 <b>543.0</b> ( 512.5 )	人 <b>49.5</b> ( 42.5 )	% <b>1.75</b> ( 1.66 )	機関 <b>1</b> ( 2 )	% <b>33.3</b> ( 66.7 )
埼玉県教育委員会	機関 <b>1</b> ( 1 )	人 <b>25,936.5</b> ( 25,859.0 )	人 <b>102</b> ( 100 )	人 <b>33</b> ( 27 )	人 <b>169</b> ( 127 )	人 <b>49</b> ( 92 )	人 <b>430.5</b> ( 400.0 )	人 <b>46.5</b> ( 40.5 )	% <b>1.66</b> ( 1.55 )	機関 <b>0</b> ( 0 )	% <b>0.0</b> ( 0.0 )
市町村教育委員会	機関 <b>2</b> ( 2 )	人 <b>5,025.5</b> ( 5,022.5 )	人 <b>27</b> ( 27 )	人 <b>3</b> ( 2 )	人 <b>54</b> ( 55 )	人 <b>3</b> ( 3 )	人 <b>112.5</b> ( 112.5 )	人 <b>3.0</b> ( 2.0 )	% <b>2.24</b> ( 2.24 )	機関 <b>1</b> ( 2 )	% <b>50.0</b> ( 100.0 )

注 1(1)①の表の注1～6と同じ。機関名については、後記、2地方公共団体・地方独立行政法人の各機関の状況の(2)参照

② 障害種別在職状況

区分	② 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		A. 重度身体 障害者	B. 重度以外 の身体障害 者	C. 重度 身体障害者 である短時間 勤務職員	D. 重度以 外の身体障 害者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度以外 の知的障害 者	C. 重度 知的障害者 である短時間 勤務職員	D. 重度以 外の知的障 害者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障害 者である短時 間勤務職員	C. Bのうち注3 に該当する 者	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規 雇用分
合計	人 <b>543.0</b> ( 512.5 )	人 <b>128</b> ( 126 )	人 <b>153</b> ( 159 )	人 <b>28</b> ( 23 )	人 <b>30</b> ( 28 )	人 <b>452.0</b> ( 448.0 )	人 <b>22.0</b> ( 19.5 )	人 <b>1</b> ( 1 )	人 <b>3</b> ( 1 )	人 <b>8</b> ( 6 )	人 <b>19</b> ( 20 )	人 <b>22.5</b> ( 19.0 )	人 <b>14.0</b> ( 14.0 )	人 <b>23</b> ( 22 )	人 <b>47</b> ( 47 )	人 <b>44.0</b> ( / )	人 <b>68.5</b> ( 45.5 )	人 <b>13.5</b> ( 9.0 )
埼玉県教育委員会	人 <b>430.5</b> ( 400.0 )	人 <b>102</b> ( 100 )	人 <b>111</b> ( 114 )	人 <b>25</b> ( 21 )	人 <b>27</b> ( 25 )	人 <b>353.5</b> ( 347.5 )	人 <b>19.0</b> ( 18.5 )	人 <b>0</b> ( 0 )	人 <b>0</b> ( 0 )	人 <b>8</b> ( 6 )	人 <b>19</b> ( 20 )	人 <b>17.5</b> ( 16.0 )	人 <b>14.0</b> ( 14.0 )	人 <b>14</b> ( 13 )	人 <b>47</b> ( 47 )	人 <b>44.0</b> ( / )	人 <b>59.5</b> ( 36.5 )	人 <b>13.5</b> ( 8.0 )
市町村教育委員会	人 <b>112.5</b> ( 112.5 )	人 <b>26</b> ( 26 )	人 <b>42</b> ( 45 )	人 <b>3</b> ( 2 )	人 <b>3</b> ( 3 )	人 <b>98.5</b> ( 100.5 )	人 <b>3.0</b> ( 1.0 )	人 <b>1</b> ( 1 )	人 <b>3</b> ( 1 )	人 <b>0</b> ( 0 )	人 <b>0</b> ( 0 )	人 <b>5.0</b> ( 3.0 )	人 <b>0.0</b> ( 0.0 )	人 <b>9</b> ( 9 )	人 <b>0</b> ( 0 )	人 <b>0.0</b> ( / )	人 <b>9.0</b> ( 9.0 )	人 <b>0.0</b> ( 1.0 )

注 2(1)②の表と同じ

## 2 地方公共団体・地方独立行政法人の各機関の状況

### (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

#### ① 埼玉県の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>埼玉県の機関合計</b>	<b>10,459.0</b>	<b>273.5</b>	<b>2.61</b>	<b>0.5</b>	
埼玉県知事部局	7,202.5	192.5	2.67	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,266.5	32.5	2.57	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	3.0	2.82	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,399.5	33.5	2.39	0.5	

#### ② 市町村の機関

##### a 市長部局の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>市町村の機関合計</b>	<b>44,324.0</b>	<b>1,072.5</b>	<b>2.42</b>	<b>83.0</b>	
<b>市長部局の機関小計</b>	<b>35,790.5</b>	<b>860.0</b>	<b>2.40</b>	<b>63.5</b>	
川越市	2,327.0	64.0	2.75	0.0	特例認定(注5)
熊谷市	1,079.0	27.0	2.50	0.0	
川口市	2,785.0	46.5	1.67	22.5	
さいたま市	5,470.5	136.5	2.50	0.0	
行田市	436.0	4.0	0.92	6.0	特例認定(注5)
秩父市	620.5	19.0	3.06	0.0	
所沢市	1,661.0	42.0	2.53	0.0	特例認定(注5)
飯能市	477.0	11.0	2.31	0.0	
加須市	689.0	19.0	2.76	0.0	特例認定(注5)
本庄市	464.0	14.0	3.02	0.0	特例認定(注5)
東松山市	744.5	19.0	2.55	0.0	特例認定(注5)
春日部市	1,254.5	30.0	2.39	1.0	特例認定(注5) 不足解消(注4)
狭山市	906.5	23.0	2.54	0.0	特例認定(注5)
羽生市	315.5	7.5	2.38	0.0	特例認定(注5)
鴻巣市	558.0	14.0	2.51	0.0	
深谷市	764.5	17.0	2.22	2.0	特例認定(注5)
上尾市	1,047.5	28.0	2.67	0.0	特例認定(注5)
草加市	1,176.0	24.0	2.04	5.0	特例認定(注5)
越谷市	1,697.0	29.0	1.71	13.0	特例認定(注5)
蕨市	343.0	8.0	2.33	0.0	
戸田市	640.0	5.0	0.78	11.0	
入間市	814.5	20.0	2.46	0.0	
白岡市	350.0	8.0	2.29	0.0	特例認定(注5)
朝霞市	714.0	20.0	2.80	0.0	特例認定(注5)
志木市	385.0	10.0	2.60	0.0	特例認定(注5)
和光市	479.0	12.0	2.51	0.0	特例認定(注5)
新座市	829.5	23.0	2.77	0.0	特例認定(注5)
桶川市	368.0	10.0	2.72	0.0	
久喜市	942.5	29.0	3.08	0.0	特例認定(注5)
北本市	372.5	9.0	2.42	0.0	特例認定(注5)
八潮市	540.0	13.0	2.41	0.0	特例認定(注5)
富士見市	784.0	19.0	2.42	0.0	特例認定(注5)
ふじみ野市	575.0	14.0	2.43	0.0	特例認定(注5)
三郷市	765.0	22.0	2.88	0.0	特例認定(注5)
蓮田市	340.5	9.0	2.64	0.0	特例認定(注5)
坂戸市	650.5	13.0	2.00	3.0	特例認定(注5) 不足解消(注4)
幸手市	326.5	8.0	2.45	0.0	特例認定(注5)
鶴ヶ島市	321.0	13.0	4.05	0.0	
日高市	353.5	9.5	2.69	0.0	特例認定(注5)
吉川市	423.5	11.0	2.60	0.0	特例認定(注5)



b 町村長部局の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>町村長部局の機関小計</b>	<b>3,689.5</b>	<b>93.5</b>	<b>2.53</b>	<b>7.5</b>	
伊奈町	254.5	6.0	2.36	0.0	特例認定(注5)
三方町	272.0	7.0	2.57	0.0	特例認定(注5)
毛呂山町	293.5	6.0	2.04	1.0	特例認定(注5)
越生町	103.0	4.0	3.88	0.0	特例認定(注5)
滑川町	177.5	2.0	1.13	2.0	特例認定(注5)
嵐山町	120.0	3.0	2.50	0.0	
小川町	276.0	9.0	3.26	0.0	特例認定(注5)
ときがわ町	93.5	3.0	3.21	0.0	
川島町	173.0	4.0	2.31	0.0	特例認定(注5)
吉見町	130.0	4.0	3.08	0.0	
鳩山町	106.0	5.0	4.72	0.0	
横瀬町	91.0	2.0	2.20	0.0	
皆野町	66.0	1.0	1.52	0.0	
長瀨町	71.0	2.0	2.82	0.0	
小鹿野町	124.0	4.0	3.23	0.0	
東秩父村	83.0	3.0	3.61	0.0	
美里町	110.5	4.0	3.62	0.0	特例認定(注5)
神川町	120.0	3.0	2.50	0.0	
上里町	146.0	3.0	2.05	0.0	
寄居町	229.5	1.5	0.65	3.5	
宮代町	173.0	3.0	1.73	1.0	
杉戸町	290.5	8.0	2.75	0.0	特例認定(注5)
松伏町	186.0	6.0	3.23	0.0	

c 市町村教育委員会の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>市町村教育委員会の機関小計</b>	<b>2,013.0</b>	<b>56.0</b>	<b>2.78</b>	<b>1.0</b>	
熊谷市教育委員会	153.5	6.0	3.91	0.0	
秩父市教育委員会	132.0	3.0	2.27	0.0	
所沢市教育委員会	223.0	5.0	2.24	0.0	
飯能市教育委員会	69.0	4.0	5.80	0.0	
本庄市教育委員会	59.0	1.0	1.69	0.0	
鴻巣市教育委員会	73.0	2.0	2.74	0.0	
上尾市教育委員会	249.0	8.0	3.21	0.0	
越谷市教育委員会	279.0	6.0	2.15	0.0	
蕨市教育委員会	57.0	2.0	3.51	0.0	
戸田市教育委員会	72.0	0.0	0.00	1.0	
入間市教育委員会	308.5	7.0	2.27	0.0	
桶川市教育委員会	54.5	2.0	3.67	0.0	
北本市教育委員会	91.5	3.0	3.28	0.0	
鶴ヶ島市教育委員会	42.0	3.0	7.14	0.0	
日高市教育委員会	105.5	3.0	2.84	0.0	
ときがわ町教育委員会	44.5	1.0	2.25	0.0	

d 市町村その他の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>市町村その他の機関小計</b>	<b>2,831.0</b>	<b>63.0</b>	<b>2.23</b>	<b>11.0</b>	
さいたま市水道局	400.0	13.0	3.25	0.0	
越谷・松伏水道企業団	100.0	3.0	3.00	0.0	
坂戸・鶴ヶ島水道企業団	51.0	1.0	1.96	0.0	
川口市水道局	105.0	3.0	2.86	0.0	
所沢市上下水道局	142.0	5.0	3.52	0.0	
東埼玉資源環境組合	42.0	0.0	0.00	1.0	
川口市立医療センター	446.0	8.0	1.79	3.0	不足解消(注4)
春日部市立医療センター	324.5	5.0	1.54	3.0	
さいたま市立病院	384.0	8.0	2.08	1.0	不足解消(注4)
草加市立病院	339.5	8.0	2.36	0.0	
秩父市立病院	115.5	2.0	1.73	0.0	
蕨市立病院	100.5	0.0	0.00	2.0	不足解消(注4)
入間市上下水道部	43.0	1.0	2.33	0.0	
坂戸・鶴ヶ島下水道組合	40.0	2.0	5.00	0.0	
桶川北本水道企業団	41.0	0.0	0.00	1.0	不足解消(注4)
朝霞地区一部事務組合	52.0	1.0	1.92	0.0	
国保町立小鹿野中央病院	54.0	1.0	1.85	0.0	
狭山市上下水道事業	51.0	2.0	3.92	0.0	

(2) 法定雇用率2.4%が適用される埼玉県等の教育委員会

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>埼玉県等の教育委員会合計</b>	<b>30,962.0</b>	<b>543.0</b>	<b>1.75</b>	<b>199.0</b>	
埼玉県教育委員会	25,936.5	430.5	1.66	191.5	
川口市教育委員会	538.0	13.0	2.42	0.0	
さいたま市教育委員会	4,487.5	99.5	2.22	7.5	

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ④ 春日部市においては、11月16日現在において、障害者数31.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人になっている。  
⑤ 坂戸市においては、12月7日現在において、障害者数16.0人、実雇用率2.45%、不足数0.0人になっている。  
⑥ 川口市立医療センターにおいては、11月20日現在において、障害者数11.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人になっている。  
⑦ さいたま市立病院においては、9月13日現在において、障害者数9.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人になっている。  
⑧ 蕨市立病院においては、11月20日現在において、障害者数2.0人、実雇用率1.95%、不足数0.0人になっている。  
⑨ 桶川北本水道企業団においては、11月29日現在において、障害者数1.0人、実雇用率2.44%、不足数0.0人になっている。

- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。  
 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日
川越市	川越市教育委員会	26.3.26	北本市	北本市教育委員会	30.11.26
	川越市上下水道局			八潮市	
行田市	行田市教育委員会	20.10.28		八潮市水道部	29.9.4
所沢市	所沢市市民医療センター	24.5.30	富士見市	富士見市教育委員会	20.8.7
加須市	加須市教育委員会	18.3.17	ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会	19.12.17
本庄市	本庄市教育委員会	30.11.26	三郷市	三郷市教育委員会	20.7.15
東松山市	東松山市教育委員会	20.3.25	蓮田市	蓮田市教育委員会	18.11.24
	東松山市立市民病院		坂戸市	坂戸市教育委員会	25.3.27
	東松山市水道事業		幸手市	幸手市教育委員会	20.7.8
春日部市	春日部市教育委員会	23.12.7	日高市	日高市議会事務局	25.12.12
狭山市	狭山市教育委員会	16.3.19	吉川市	吉川市教育委員会	19.10.23
羽生市	羽生市教育委員会	18.3.22	白岡市	白岡市教育委員会	19.7.23
深谷市	深谷市教育委員会	20.9.10	伊奈町	伊奈町教育委員会	20.7.15
上尾市	上尾市上下水道部	25.5.10		伊奈町議会事務局	29.5.24
草加市	草加市教育委員会	17.1.21	三芳町	三芳町教育委員会	27.3.17
	草加市水道事業	24.8.29	毛呂山町	毛呂山町教育委員会	15.8.4
越谷市	越谷市立病院	25.5.30	越生町	越生町教育委員会	19.9.11
朝霞市	朝霞市教育委員会	18.3.17	滑川町	滑川町教育委員会	29.9.15
志木市	志木市教育委員会	23.11.25	小川町	小川町教育委員会	15.8.4
和光市	和光市教育委員会	19.12.17	川島町	川島町教育委員会	15.12.26
新座市	新座市教育委員会	20.11.26	美里町	美里町教育委員会	18.11.20
久喜市	久喜市教育委員会	20.7.8	杉戸町	杉戸町教育委員会	20.8.22

(3) 法定雇用率2.5%が適用される地方独立行政法人

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
<b>地方独立行政法人合計</b>	<b>406.5</b>	<b>8.0</b>	<b>1.97</b>	<b>2.0</b>	
公立大学法人埼玉県立大学	152.5	4.0	2.62	0.0	
埼玉県住宅供給公社	254.0	4.0	1.57	2.0	

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。